

## 更正の請求について

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

### ○主な更正等の期間制限

区 分		期間制限（通常の場合）	脱税の場合
課税庁	増額更正	法定申告期限から3年（法人税については5年）	法定申告期限 から7年
	減額更正	法定申告期限から5年	
納税者	修正申告	法定申告期限から5年	—
	<u>更正の請求</u>	<u>法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）</u>	

（注）申告納税方式による国税の場合について記載している。

# 国税に関する不服申立制度

- 国税の不服申立手続においては、処分的大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行機関から分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」が行うこととしている。

